

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6415321号
(P6415321)

(45) 発行日 平成30年10月31日(2018.10.31)

(24) 登録日 平成30年10月12日(2018.10.12)

(51) Int.Cl.

F 1

G06Q 30/06	(2012.01)	G06Q 30/06
G06Q 20/06	(2012.01)	G06Q 20/06
G06Q 20/34	(2012.01)	G06Q 20/34

請求項の数 5 (全 18 頁)

(21) 出願番号	特願2014-521539 (P2014-521539)
(86) (22) 出願日	平成24年1月9日 (2012.1.9)
(65) 公表番号	特表2014-522028 (P2014-522028A)
(43) 公表日	平成26年8月28日 (2014.8.28)
(86) 國際出願番号	PCT/KR2012/000210
(87) 國際公開番号	W02013/015501
(87) 國際公開日	平成25年1月31日 (2013.1.31)
審査請求日	平成26年12月12日 (2014.12.12)
審判番号	不服2017-10453 (P2017-10453/J1)
審判請求日	平成29年7月13日 (2017.7.13)
(31) 優先権主張番号	10-2011-0073244
(32) 優先日	平成23年7月22日 (2011.7.22)
(33) 優先権主張国	韓国 (KR)

(73) 特許権者	503447036 サムスン エレクトロニクス カンパニー リミテッド 大韓民国・16677・キョンギード・ス ウォンーシ・ヨントン-ク・サムスン-ロ ・129
(74) 代理人	100133400 弁理士 阿部 達彦
(74) 代理人	100110364 弁理士 実広 信哉
(74) 代理人	100154922 弁理士 崔 允辰
(74) 代理人	100140534 弁理士 木内 敏二

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】取引関連サービス提供方法及びその装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

取引関連サービスを提供する方法において、
サーバとは異なる第1機器から、ネットワークを介してストアで適用可能な第1支払い手段情報を受信する段階と、
前記第1支払い手段情報と、ユーザが活用可能な第2支払い手段情報と、を比較する段階と、

前記比較の結果を基に、第2支払い手段を推薦する段階と、を含み、

前記第1機器から、当該ストアで適用可能な第1支払い手段情報を受信する段階は、前記第1機器と連結された第2機器にユーザ端末が近接した場合、前記第2機器と前記ユーザ端末の間の認証後に、前記第1機器から、前記第2機器を介さずに、当該ストアで適用可能な第1支払い手段情報を受信する段階を含み、

前記第2支払い手段情報は、前記第2支払い手段情報と係わる第3外部機器から受信する段階を含むことを特徴とする取引関連サービス提供方法。

【請求項 2】

前記比較の結果を基に、第2支払い手段を推薦する段階は、前記比較の結果を基に、ユーザ購買パターンによって、第2支払い手段を推薦する段階を含むことを特徴とする請求項1に記載の取引関連サービス提供方法。

【請求項 3】

取引関連サービスを提供する方法において、

サーバとは異なる第1機器から、ネットワークを介してユーザが活用可能な第2支払い手段情報を受信する段階と、

前記第2支払い手段情報と、ストアで適用可能な第1支払い手段情報と、を比較する段階と、

前記比較の結果を基に、第2支払い手段を、前記ネットワークとは異なる他のネットワークを介して、前記第1機器を介さずにユーザ端末に推薦する段階と、を含み、

前記第1機器から、ユーザが活用可能な第2支払い手段情報を受信する段階は、前記第1機器と連結された第2機器に前記ユーザ端末が近接した場合、前記第2機器と前記ユーザ端末の間の認証後に、前記第1機器から、前記第2機器を介さずに、前記第2支払い手段情報を受信する段階を含むことを特徴とする取引関連サービス提供方法。

10

【請求項4】

取引関連サービスを提供する装置において、

サーバとは異なる第1機器から、ネットワークを介してストアで適用可能な第1支払い手段情報を受信する通信部と、

ユーザが活用可能な第2支払い手段情報を保存する保存部と、

前記第1支払い手段情報と、前記第2支払い手段情報と、を比較し、前記比較の結果を基に、第2支払い手段を推薦する制御部と、を含み、

前記通信部は、前記第1機器と連結された第2機器に近接した場合、前記第2機器とユーザ端末の間の認証後に、前記第2機器を介さずに、前記第1機器から、当該ストアで適用可能な第1支払い手段情報を受信し、

20

前記第2支払い手段情報は、前記第2支払い手段情報と係わる第3外部機器から受信することを特徴とする取引関連サービス提供装置。

【請求項5】

取引関連サービスを提供する装置において、

サーバとは異なる第1機器から、ネットワークを介してユーザが活用可能な第2支払い手段情報を受信する通信部と、

ストアで適用可能な第1支払い手段情報を保存する保存部と、

前記第1支払い手段情報と、第2支払い手段情報と、を比較し、前記比較の結果を基に、第2支払い手段を、前記ネットワークとは異なる他のネットワークを介して、前記第1機器を介さずにユーザ端末に、推薦する制御部と、を含み、

30

前記通信部は、前記第1機器と連結された第2機器に前記ユーザ端末が近接した場合、前記第2機器と前記ユーザ端末の間の認証後に、前記第1機器から、前記第2機器を介さずに、ユーザが活用可能な第2支払い手段情報を受信することを特徴とする取引関連サービス提供装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、取引関連サービス提供方法及びその装置に係り、さらに詳細には、ユーザに適する支払い手段情報を推薦する取引関連サービス提供方法及びその装置に係わる。

【背景技術】

【0002】

今日、多くの企業では、顧客を維持して獎励するための数多くのマイレージカード、割引きカード、その他メンバーシップカードなどを発行している。ユーザは、かようなカードを鞄や財布などに持ち歩きつつ、必要なときに取り出して使用しており、複数のカードを持ち歩くには、不都合が多いという実情である。

40

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

本発明は、それぞれのカード情報をユーザ端末に保存し、端末またはストアと係わるサーバから、ユーザに適するカードを選択して推薦する取引関連サービス提供方法及びその

50

装置を提供する。

【課題を解決するための手段】

【0004】

前記技術的課題を解決するための本発明の一実施形態によって、取引関連サービス提供方法は、第1機器から、当該ストアで適用可能な第1支払い手段情報を受信する段階と、前記第1支払い手段情報と、ユーザが活用可能な第2支払い手段情報と、を比較する段階と、前記比較結果を基に、第2支払い手段を推薦する段階と、を含む。

【0005】

前記技術的課題を解決するための本発明の他の実施形態によって、取引関連サービス提供方法は、第1機器から、ユーザが活用可能な第1支払い手段情報を受信する段階と、前記第1支払い手段情報と、当該ストアで適用可能な第2支払い手段情報と、を比較する段階と、前記比較結果を基に、第1支払い手段を推薦する段階と、を含む。10

【0006】

前記技術的課題を解決するための本発明のさらに他の実施形態によって、取引関連サービス提供装置は、第1機器から、当該ストアで適用可能な第1支払い手段情報を受信する通信部と、ユーザが活用可能な第2支払い手段情報を保存する保存部と、前記第1支払い手段情報と、前記第2支払い手段情報と、を比較し、前記比較結果を基に、第2支払い手段を推薦する制御部と、を含む。

【0007】

前記技術的課題を解決するための本発明のさらに他の実施形態によって、取引関連サービス提供装置は、第1機器から、ユーザが活用可能な第1支払い手段情報を受信する通信部と、当該ストアで適用可能な第2支払い手段情報を保存する保存部と、前記第1支払い手段情報と、第2支払い手段情報と、を比較し、前記比較結果を基に、第1支払い手段を推薦する制御部と、を含む。20

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】本発明の一実施形態による位置基盤サービス提供システムに係わる概路図を示す図面である。

【図2】本発明の一実施形態による取引関連サービス提供方法に係わるフローチャートである。30

【図3A】本発明の一実施形態による支払い手段情報の例を示す図面である。

【図3B】本発明の一実施形態による支払い手段情報の例を示す図面である。

【図3C】本発明の一実施形態による支払い手段情報の例を示す図面である。

【図4A】本発明の一実施形態による支払い手段情報を端末に送信する方法を示す例である。

【図4B】本発明の一実施形態による支払い手段情報を端末に送信する方法を示す例である。

【図4C】本発明の一実施形態による支払い手段情報を端末に送信する方法を示す例である。

【図5】本発明の一実施形態による第1支払い手段情報及び第2支払い手段情報と、推薦リストとの例を示す図面である。40

【図6】本発明の他の実施形態による取引関連サービス提供方法に係わるフローチャートである。

【図7A】本発明の一実施形態によるサービスサーバが推薦支払い手段情報を決定した後、ユーザ端末に送信する方法を示す例である。

【図7B】本発明の一実施形態によるサービスサーバが推薦支払い手段情報を決定した後、ユーザ端末に送信する方法を示す例である。

【図8】本発明の一実施形態による取引関連サービス提供システムに係わるブロックダイヤグラムである。

【発明を実施するための形態】

50

【 0 0 0 9 】

以下、添付された図面を参照し、本発明の望ましい実施形態について詳細に説明する。

【 0 0 1 0 】

図1は、本発明の一実施形態による位置基盤サービス提供システムに係わる概路図を示す図面である。

【 0 0 1 1 】

位置基盤サービス提供システムは、端末(terminal)側110及びサーバ(server)側120を含み、端末側110は、ポジショニング・モジュール(positioning)111及びモバイル通信モジュール(mobile communication)112を含み、サーバ側120は、プラットホーム(platform)121及びアプリケーション(application)122を含む。
10

【 0 0 1 2 】

ポジショニング・モジュール111は、端末側110の位置確認と係わるモジュールであり、セルID(cell ID)測位；改善されたセルID(enhanced cell ID)測位；AoA(angle of arrival)、ToA(time of arrival)、TDoA(time difference of arrival)のような三角測量(triangulation)；GPS(global positioning system)；AGPS(assisted GPS)；DGPS(differential global positioning system)；Wi-Fi(wireless fidelity)のような技術を利用するモジュールである。本発明の実施形態において、それらは例示であるのみ、それに拘束されるものではない。
20

【 0 0 1 3 】

モバイル通信モジュール112は、端末側110とサーバ側120との通信を可能にするモジュールであり、モバイル通信と係わる技術は、CDMA(code division multiple access)、GSM(global system for mobile communications)登録商標)、TDM A(time division multiple access)またはPCS(personal communication service)などの技術があり、近距離通信と係わる技術は、WIFIまたはブルートゥースの技術などがある。本発明の実施形態において、それらは単なる例示に過ぎず、それに拘束されるものではない。

【 0 0 1 4 】

プラットホーム121は、サーバ・アーキテクチャ(server architecture)、保存(storage)、インデクシング(indexing)、オープンAPI(open API(application programming interface))及び保安(security)などの技術を含んでもよい。サーバ・アーキテクチャ技術は、位置獲得サーバから位置を獲得し、端末側(クライアント)の位置情報要請への応答並びに位置情報管理の技術；及び個人または集団の位置情報処理、移動経路追跡など位置基盤機能に該当する位置中心の処理の技術を意味する。保存技術は、大容量の情報を保存して管理する技術を意味する。インデクシング技術は、位置情報自体、またはそれと係わる情報を最適化された形態に組織化し、それに対する検索が容易になるように構成する技術を意味する。オープンAPI技術は、他の事業者との位置情報及び関連情報提供との連携技術を意味する。保安技術は、ユーザプロファイルの管理、認証、保安など多様なユーザのアクセス統制技術を意味する。本発明の実施形態において、それは例示に過ぎず、それに拘束されるものではない。
30
40

【 0 0 1 5 】

アプリケーション122は、位置基盤サービスを最終的に端末側110に提供するアプリケーションを意味するものであり、その例としては、地図(map)、ナビゲーション(navigation)、情報(information)、商取引(commerce)、ヘルスケア(health care)、追跡(tracing)、広告(advertisizing)、エンターテイメント(entertainment)、安全及び健康(safe & health)のようなアプリケーションがある。本発明の実施形態において、それは例示に過ぎず、それに拘束されるものではない。本発明の一実施形態は、商取引アプリケーションと係わる。

【 0 0 1 6 】

10

20

30

40

50

図2は、本発明の一実施形態による取引関連サービス提供方法に係わるフローチャートである。

【0017】

図2を参照すれば、段階210で、取引関連サービス提供装置は、有線通信及び無線通信のうち少なくとも一つを含む第1ネットワークを介して、第1機器から、ストアで適用可能な少なくとも1つの第1支払い手段情報を受信する。本発明の一実施形態で、取引関連サービス提供装置は、ユーザ端末と呼び、第1機器は、サービスサーバとする。サービスサーバは、所定のストアに係わる装置とあらかじめ連結されており、当該ストアで使用が可能な支払い手段情報を前もって保存している。サービスサーバは、有線通信及び無線通信のうち少なくとも一つを含む第2ネットワークを介して、当該ストアに係わる装置と連結されている。第1ネットワークと第2ネットワークは、同一であってもよく、異なっていてもよい。支払い手段情報の例としては、交換価値を有する手段を代替することができるカード（例えば、クレジットカード、メンバーシップカード、マイレージカード、ポイントカード、クーポン、チケット、バウチャ（voucher）、招待券など、以下、「カード」とする）に係わる情報を意味する。それらは一例であるのみ、前記例に制限されるものではない。また、本発明の一実施形態で、第1支払い手段は、当該ストアで決済または使用が可能な支払い手段を意味する。サービスサーバは、第1支払い手段情報を、当該ストアに係わる装置から前もって入力されて保存していることもあり、または第1支払い手段情報と係わる外部サーバから受信して保存していることもある。具体的な例は、図3Aないし図3Cによって説明する。

【0018】

図3Aないし図3Cは、本発明の一実施形態による支払い手段情報の例を示す図面である。図3Aないし図3Cに図示された情報のデータフィールドは一例であるのみ、それらに制限されるものではない。

【0019】

図3Aは、一般的なカードの情報を有しているカード関連サーバに保存されたカードに係わる情報の例を示している。カードに係わる情報300aは、フィールド310、形態320及び説明(description)330のデータ構造になっている。card_nameフィールド301は、string形態になっており、カードの名称を示すことができる。また、card_typeフィールド302は、int(integer)形態になっており、クレジットカード、ポイントカードのようなカードの種類を示すことができる。また、card_idフィールド303は、int(integer)形態になっており、カード固有のIDを示すことができる。また、card_corpフィールド304は、string形態になっており、当該カードのサービス企業コードを示すことができる。また、card_descフィールド305は、string形態になっており、カードの説明を示すことができる。

【0020】

図3Bは、サービスサーバに保存されており、当該ストアで使用が可能な支払い手段情報の例を示している。図3Bに図示された情報は、後述する図4Aないし図4Cで、第1支払い手段に該当する。当該ストアで使用が可能な支払い手段情報300bも、フィールド310、形態320及び説明330のデータ構造になっている。card_codeフィールド306は、int(integer)形態になっており、カードに係わるサーバから受信したcard_idフィールド303の情報を示すことができる。また、card_benefitフィールド307は、blob(binary large object)形態になっており、カードの恩典に係わる情報が含まれたデータ三つを示すことができる。サービスサーバは、当該ストアに係わる端末から、当該ストア関連支払い手段に係わる情報を受信し、それをカード社サーバに送信し、カード社サーバから、対応するcard_idフィールド303を受信し、card_codeフィールド306を生成して保存する。また、card_benefitフィールド307は、受信した当該ストア関連支払い手段に係わる情報から抽出して生成するか、あるいはそれをカード社サーバから受信し、生成して保存することができる。また、カード社政策によって、カード社サーバは、card_idフィールド303、及びカードの恩典に係わる情報を直接

サービスサーバに送信し、サービスサーバは、それを基に、card_codeフィールド306及びcard_benefitフィールド307を生成して保存することもできる。

【0021】

図3Cはユーザ端末に保存され、ユーザが活用可能な支払い手段情報の例を示している。それについては後述する。

【0022】

ユーザ端末は、サービスサーバと連結された第2機器に近接した場合、第1支払い手段情報を受信することができる。望ましくは、第2機器は、当該ストアに係わる装置に連結された無線送受信機（例えば、アクセスポイント）である。第2機器は、当該ストアに係わる装置に内蔵されてもいる（embedded）。本発明の実施形態で、ユーザ端末と無線送受信機との通信である近接通信を具現する方法としては、Wi-Fi（wireless fidelity）、ブルートゥース（Bluetooth（登録商標））、及び全ての種類のビーコンセンサを使用する方法があるが、それらに制限されるものではない。ユーザ端末が、第2機器である無線送受信機の許容範囲内にある場合、無線送受信機は、所定の確認プロセスを介して、ユーザ端末の存在を認識することができる。例えば、無線送受信機であるアクセスポイントが、受動スキャニング（passive scanning）を行う受動型アクセスポイントである場合、アクセスポイントは、ビーコン（beacon）を送信し、ユーザ端末は、それを受け取る、アクセスポイントに認証要請（authentication request）し、アクセスポイントは、ユーザ端末に認証応答（authentication response）を行う。その後、ユーザ端末は、アクセスポイントに連結要請（association request）を行い、アクセスポイントは、ユーザ端末に連結応答（association response）を行うことにより、ユーザ端末とアクセスポイントとは連結される。また、例えば、無線送受信機であるアクセスポイントが、能動スキャニング（active scanning）を行う能動型アクセスポイントである場合、ユーザ端末は、アクセスポイントにプローブ要請（probe request）を行い、アクセスポイントは、プローブ応答（probe response）を行い、その後、認証及び連結の手続きを経て、ユーザ端末とアクセスポイントとは連結される。また、アクセスポイントとユーザ端末との連結過程は、アクセスポイントに連結された当該ストアに係わる装置によって行われる。ユーザ端末とアクセスポイントとの間に相互連結が行われた場合、無線送受信機及び/または当該ストアに係わる装置は、ユーザ端末の存在をサービスサーバに送信する。サービスサーバがユーザ端末の存在を認識する場合、ユーザ端末に第1支払い手段情報を送信する。

【0023】

他の実施形態で、サービスサーバがユーザ端末の存在を認識する場合、ユーザ端末に、直接第1支払い手段情報を送信するのではなく、当該ストアに係わる装置に、第1支払い手段情報を送信し、当該ストアに係わる装置は、無線送受信機を介して、第1支払い情報をユーザ端末に送信することもできる。

【0024】

また、さらに他の実施形態で、第1支払い手段情報をサービスサーバから受信した、当該ストアに係わる装置が、無線送受信機を介さずに、直接有線通信または無線通信を含む第3ネットワークを介して、第1支払い手段情報をユーザ端末に送信することもできる。第3ネットワークは、第1ネットワークまたは第2ネットワークと同一であってもよく、異なっていてもよい。

【0025】

段階220で、ユーザ端末は、受信した第1支払い手段情報と、ユーザが活用可能な少なくとも1つの第2支払い手段情報と、を比較する。第2支払い手段情報は、ユーザが使用可能な支払い手段情報であり、ユーザ端末に保存されている。第2支払い手段の例は、第1支払い手段と同一である。第2支払い手段情報がユーザ端末に保存される方法は、ユーザの直接入力によるか、あるいは支払い手段と係わる外部サーバから受信して保存される。

【0026】

図3Cは、ユーザ端末に保存されたユーザが活用可能な支払い手段情報の例を示してい

10

20

30

40

50

る。図 3 C に図示された情報は、本発明の一実施形態で、第 2 支払い手段に該当する。ユーザが活用可能な支払い手段情報 3 0 0 c も、フィールド 3 1 0、形態 3 2 0 及び説明 3 3 0 のデータ構造になっている。card_code フィールド 3 0 8 は、int (integer) 形態になっており、カードに係わるサーバから受信した card_id フィールド 3 0 3 の情報を示すことができる。また、card_serial フィールド 3 0 9 は、string 形態になっており、当該カードのカード番号を示すことができる。ユーザ端末とカード社サーバとの所定の連絡によって、ユーザ端末は、card_code フィールド 3 0 8 及び card_serial フィールド 3 0 9 を生成して保存することができる。すなわち、ユーザ端末は、受信した第 1 支払い手段情報 3 0 0 b からの card_code フィールド 3 0 6 と、ユーザ端末に保存された第 2 支払い手段情報 3 0 0 c からの card_code フィールド 3 0 8 とを比較する。

10

【0027】

段階 2 3 0 で、ユーザ端末は、比較結果を基に、少なくとも 1 つの第 2 支払い手段を推薦する。ユーザ端末は、受信した第 1 支払い手段情報にマッチングされる（例えば、第 1 支払い手段情報と一致する）第 2 支払い手段情報を分類し、所定の基準によって、ユーザに第 2 支払い手段を推薦する。所定の基準の例としては、割引き率が高いなどという経済的基準 (financial standard)、またはユーザ購買または支払いのパターンに基づいた基準などがあり、それは、推薦政策によって異なり、制限されるものではない。また、ユーザ端末は、基準性が高い第 2 支払い手段に優先権を与えて推薦することもできる。図 3 B 及び図 3 C を例として挙げれば、ユーザ端末は、ユーザ端末に保存された第 2 支払い手段情報 3 0 0 c での card_code フィールド 3 0 8 と、受信した第 1 支払い手段情報 3 0 0 b での card_code フィールド 3 0 6 とが一致する場合、前記第 2 支払い手段情報を分類し、card_code フィールド 3 0 6 に対応する card_benefit フィールド 3 0 7) を分析し、所定の基準によって、第 2 支払い手段を推薦する。

20

【0028】

図 4 A ないし図 4 C は、本発明の一実施形態によるサービスサーバが、支払い手段情報をユーザ端末に送信する方法を示す例である。図 5 は、本発明の一実施形態による第 1 支払い手段情報及び第 2 支払い手段情報と、推薦リストとの例を示す図面である。以下では、図 4 A ないし図 4 C、及び図 5 を例として挙げて説明する。

【0029】

図 4 A を参照すれば、ユーザ端末 4 1 0 が無線送受信機 4 2 0 に近接した場合、無線送受信機 4 2 0 と連結された当該ストアと係わる装置 4 3 0 は、サービスサーバ 4 5 0 に、第 2 ネットワーク 4 4 0 を介して、ユーザ端末 4 1 0 の接続事実を通知する。その後、サービスサーバ 4 5 0 は、第 1 支払い手段情報を、第 1 ネットワーク 4 6 0 を介して、ユーザ端末 4 1 0 に直接送信する。図 5 を例として挙げれば、サービスサーバ 4 5 0 は、第 1 支払い手段情報 5 1 0 を、第 1 ネットワーク 4 6 0 を介して、ユーザ端末 4 1 0 に送信する。第 1 支払い手段情報 5 1 0 は、カード ID に係わる card_code 情報 5 1 1、及びカード恩典と係わる card_benefit 情報 5 1 2 を含んでいる。その後、第 1 支払い手段情報 5 1 0 を受信したユーザ端末 4 1 0 は、ユーザ端末 4 1 0 に保存されている第 2 支払い手段情報 5 2 0 と、受信された第 1 支払い手段情報 5 1 0 とを比較する。第 2 支払い手段情報 5 2 0 には、ユーザのカード ID に係わる card_code 情報 5 2 1、及びカード番号を示す card_serial 5 2 2 情報が含まれている。第 1 支払い手段情報 5 1 0 の card_code 5 1 1 と、第 2 支払い手段情報 5 2 0 の card_code 5 2 1 とのうち、互いに対応する支払い手段は、例えば、0 0 0 7 カード、0 0 0 2 カード及び 0 0 0 9 カードでありし、対応しないが、支払い手段として活用可能な支払い手段は、0 1 1 0 クーポンでもある。ユーザ端末 4 1 0 は、それを分類することができ、分類に基づいて、第 2 支払い手段をユーザに推薦する。推薦目録 5 3 0 の例としては、割引き率の幅の大きさに基づいて、推薦順位 5 3 1 を置き、ユーザに推薦する推薦リスト 5 3 2 が含まれている。例えば、割引き率が 1 5 % であり、最大の割引き率を有した 0 0 0 7 カードを最も優先して推薦する。

30

【0030】

他の実施形態で、図 4 B を参照すれば、ユーザ端末 4 1 0 が無線送受信機 4 2 0 に近接 40

40

する。図 4 B に示された情報は、本発明の一実施形態で、第 2 支払い手段に該当する。ユーザが活用可能な支払い手段情報 3 0 0 c も、フィールド 3 1 0、形態 3 2 0 及び説明 3 3 0 のデータ構造になっている。card_code フィールド 3 0 8 は、int (integer) 形態になっており、カードに係わるサーバから受信した card_id フィールド 3 0 3 の情報を示すことができる。また、card_serial フィールド 3 0 9 は、string 形態になっており、当該カードのカード番号を示すことができる。ユーザ端末とカード社サーバとの所定の連絡によって、ユーザ端末は、card_code フィールド 3 0 8 及び card_serial フィールド 3 0 9 を生成して保存することができる。すなわち、ユーザ端末は、受信した第 1 支払い手段情報 3 0 0 b からの card_code フィールド 3 0 6 と、ユーザ端末に保存された第 2 支払い手段情報 3 0 0 c からの card_code フィールド 3 0 8 とを比較する。

50

した場合、無線送受信機 420 と連結された当該ストアと係わる装置 430 は、サービスサーバ 450 に、第 2 ネットワーク 440 を介して、ユーザ端末 410 の接続事実を通知する。その後、サービスサーバ 450 は、第 1 支払い手段情報を、第 2 ネットワーク 440 を介して、当該ストアと係わる装置 430 に送信する。その後、当該ストアと係わる装置 430 は、無線送受信機 420 を介して、第 1 支払い手段情報を、ユーザ端末 410 に送信する。図 5 を例として挙げれば、当該ストアと係わる装置 430 は、サービスサーバ 450 から受信した第 1 支払い手段情報 510 を、無線送受信機 420 を介して、ユーザ端末 410 に送信する。第 1 支払い手段情報 510 は、カード ID に係わる card_code 情報 511、及びカード恩典と係わる card_benefit 情報 512 を含んでいる。ユーザ端末 410 が第 2 支払い手段をユーザに推薦する方法は、図 4 A での方法と同一である。

10

【0031】

さらに他の実施形態で、図 4 C を参照すれば、ユーザ端末 410 が無線送受信機 420 に近接した場合、無線送受信機 420 と連結された当該ストアと係わる装置 430 は、サービスサーバ 450 に、第 2 ネットワーク 440 を介して、ユーザ端末 410 の接続事実を通知する。その後、サービスサーバ 450 は、第 1 支払い手段情報を、第 2 ネットワーク 440 を介して、当該ストアと係わる装置 430 に送信する。その後、当該ストアと係わる装置 430 は、無線送受信機 420 を介さずに、第 3 ネットワーク 470 を介して、第 1 支払い手段情報をユーザ端末 410 に送信する。図 5 を例として挙げれば、当該ストアと係わる装置 430 は、サービスサーバ 450 から受信した第 1 支払い手段情報 510 を、ユーザ端末 410 に直接送信する。ユーザ端末 410 が第 2 支払い手段をユーザに推薦する方法は、図 4 A での方法と同一である。

20

【0032】

図 6 は、本発明の他の実施形態による取引関連サービス提供方法に係わるフローチャートである。図 2 と異なる点は、図 6 では、サービスサーバが 2 つの支払い手段情報を比較し、比較結果を基に、支払い手段をユーザに推薦するのである。

【0033】

図 6 を参照すれば、段階 610 で、取引関連サービス提供装置は、第 3 機器からユーザが活用可能な少なくとも 1 つの第 3 支払い手段情報を受信する。図 6 では、図 2 と異なり、取引関連サービス提供装置をサービスサーバと呼び、第 3 機器は、ユーザ端末とするのである。第 3 支払い手段情報は、図 2 での第 2 支払い手段情報とも同一である。従って、図 3 C で図示した情報が、第 3 支払い手段に該当する。また、支払い手段情報は、図 2 で説明した支払い手段情報とも同一である。従って、重複説明を避けるために、それらに係わる説明は省略する。第 3 支払い手段情報は、ユーザ端末に保存されており、ユーザ端末に保存される方法は、ユーザの直接入力によるか、あるいは支払い手段と係わる外部サーバから受信して保存される。

30

【0034】

ユーザ端末が、サービスサーバと連結された第 4 機器に近接した場合、サービスサーバは、ユーザ端末から、第 1 支払い手段情報を受信することができる。第 4 機器は、図 2 での第 2 機器とも同一である。望ましくは、第 4 機器は、当該ストアに係わる装置に連結された無線送受信機（例えば、アクセスポイント）である。第 4 機器は、当該ストアに係わる装置に内蔵されてもいる（embedded）。端末 810（図 8）と無線送受信機 820（図 8）との近接通信を具現する方法としては、Wi-Fi、ブルートゥース、及び全ての種類のビーコンセンサを使用する方法があるが、それらに制限されるものではない。ユーザ端末が、第 4 機器である無線送受信機の許容範囲内にある場合、無線送受信機は、所定の確認プロセスを介して、ユーザ端末の存在を認識することができる。例えば、無線送受信機であるアクセスポイントが、受動スキャニングを行う受動型アクセスポイントである場合、アクセスポイントは、ビーコンを送信し、ユーザ端末がそれを受信する場合、アクセスポイントに認証要請を行い、アクセスポイントは、ユーザ端末に認証応答を行う。その後、ユーザ端末は、アクセスポイントに連結要請を行い、アクセスポイントは、ユーザ端末に連結応答を行うことにより、ユーザ端末とアクセスポイントとは連結される。アクセ

40

50

スポットが能動スキャニングを行う能動型アクセスポイントである場合、ユーザ端末は、アクセスポイントにプローブ要請を行い、アクセスポイントは、プローブ応答を行い、その後、認証及び連結の手続きを経て、ユーザ端末とアクセスポイントとは連結される。また、アクセスポイントとユーザ端末との連結過程は、アクセスポイントに連結された当該ストアに係わる装置によって行われる。相互連結が行われた場合、ユーザ端末は、無線送受信機及び／または当該ストアに係わる装置を介して、第3支払い手段情報をサービスサーバに送信する。他の実施形態として、相互連結が行われた場合、ユーザ端末は、有線通信及び無線通信のうち少なくとも一つを含む第2ネットワークを介して、直接サービスサーバに送信することもできる。

【0035】

段階620で、サービスサーバは、受信した第3支払い手段情報と、当該ストアで適用可能な少なくとも1つの第4支払い手段情報を比較する。サービスサーバは、所定のストアに係わる装置と前もって連結されており、図2での第1支払い手段情報と同一である第4支払い手段情報を、前もって保存することができる。従って、図3Bで図示した情報が、第4支払い手段に該当する。サービスサーバは、第4支払い手段情報を、当該ストアに係わる装置から前もって入力されて保存しており、または第4支払い手段情報と係わる外部サーバから受信して保存している。サービスサーバは、有線通信及び無線通信のうち少なくとも一つを含む第2ネットワークを介して、当該ストアに係わる装置と連結されている。第1ネットワークと第2ネットワークは、同一であってもよく、異なっていてもよい。図3B及び図3Cを例として挙げれば、サービスサーバは、ユーザ端末から受信した第3支払い手段情報300cでのcard_codeフィールド308と、サービスサーバに保存された第4支払い手段情報300bでのcard_codeフィールド308と、を比較する。

【0036】

段階630で、サービスサーバは、比較結果を基に、少なくとも1つの第3支払い手段を決定する。サービスサーバは、保存された第4支払い手段情報にマッチングする（例えば、第4支払い手段情報と一致する）受信した第3支払い手段情報を分類し、所定の基準によって、ユーザに推薦する第3支払い手段を決定する。所定の基準の例としては、割引き率が高いというような経済的基準、またはユーザ購買または支払いのパターンに基づいた基準などがあり、それは、推薦政策によって異なり、制限されるものではない。図3B及び図3Cを例として挙げれば、ユーザ端末は、ユーザ端末から受信した第3支払い手段情報300cでのcard_codeフィールド308と、保存された第4支払い手段情報300bでのcard_codeフィールド306とが一致する場合、前記第3支払い手段情報を分類し、card_codeフィールド306に対応するcard_benefitフィールド307を分析し、所定の基準によって、ユーザに推薦する第3支払い手段を決定する。

【0037】

段階640で、サービスサーバは、決定された第3支払い手段推薦情報をユーザ端末に送信する。ユーザ端末に送信する第1実施形態は、サービスサーバが、直接決定された第3支払い手段推薦情報を、第1ネットワークを介して、ユーザ端末に送信することができるものである。第2実施形態は、サービスサーバが、決定された第3支払い手段推薦情報を、第2ネットワークを介して、当該ストアと係わる装置に送信し、当該ストアと係わる装置は、無線送受信機を介して、ユーザ端末に送信することができるものである。第3実施形態は、サービスサーバが、決定された第3支払い手段推薦情報を、第2ネットワークを介して、当該ストアと係わる装置に送信し、当該ストアと係わる装置は、無線送受信機を介さずに、直接第3ネットワークを介して、ユーザ端末に送信することができるものである。

【0038】

図7A及び図7Bは、本発明の一実施形態によるサービスサーバが、推薦支払い手段情報を決定した後、ユーザ端末に送信する方法を示す例である。以下では、図7A及び図7Bと、図5とを例として挙げて説明する。

10

20

30

40

50

【 0 0 3 9 】

図7Aを参照すれば、ユーザ端末710が、無線送受信機720に近接した場合、無線送受信機720と連結された当該ストアと係わる装置730は、サービスサーバ750に、第2ネットワーク740を介して、ユーザ端末710の接続事実を通知する。その後、ユーザ端末710は、第3支払い手段情報を、第1ネットワーク760を介して、サービスサーバ750に直接送信する。その後、サービスサーバ750は、受信した第3支払い手段情報と、既保存の第4支払い手段情報を比較し、ユーザに推薦する第3支払い手段情報を決定する。その後、サービスサーバ750は、第3支払い手段推薦情報を、ユーザ端末710に送信する。推薦する第3支払い手段情報をユーザ端末710に送信する第1実施形態では、サービスサーバ750が、第1ネットワーク760を介して直接送信することができる。第2実施形態では、サービスサーバ750が第2ネットワーク740を介して、第3支払い手段推薦情報を当該ストアと係わる装置730に送信し、当該ストアと係わる装置730は、無線送受信機720を介して、第3支払い手段推薦情報を、ユーザ端末710に送信することができる。第3実施形態では、サービスサーバ750が、第2ネットワーク740を介して、第3支払い手段推薦情報を当該ストアと係わる装置730に送信し、当該ストアと係わる装置730は、第3ネットワーク770を介して、第3支払い手段推薦情報を、ユーザ端末710に直接送信することができる。10

【 0 0 4 0 】

図5を例として挙げれば、ユーザ端末710は、第3支払い手段情報520を、第1ネットワーク760を介して、サービスサーバ750に送信する。第3支払い手段情報520には、ユーザのカードIDに係わるcard_code情報521、及びカード番号を示すcard_serial522情報が含まれている。その後、サービスサーバ750は、受信した第3支払い手段情報520と、保存された第4支払い手段情報510とを比較する。第4支払い手段情報510は、カードIDに係わるcard_code情報511、及びカード恩典と係わるcard_benefit情報512を含んでいる。第4支払い手段情報510のcard_code511と、第3支払い手段情報520のcard_code521とのうち互いに対応する支払い手段は、0007カード、0002カード及び0009カードがあり、対応しないが、支払い手段として活用可能な0110クーポンがある。サービスサーバ750は、それらを分類し、所定の基準によって、ユーザに推薦する第3支払い手段推薦情報を生成する。第3支払い手段推薦情報530の例としては、割引き率の幅の大きさに基づいて、推薦順位531を置き、ユーザに推薦する推薦リスト532が含まれている。例えば、サービスサーバ750は、割引き率が15%であり、最大の割引き率を有した0007カードを最も優先して推薦情報を生成する。その後、サービスサーバ750は、第3支払い手段推薦情報を、第1ネットワーク760を介して、ユーザ端末710に直接送信するか、あるいは第2ネットワーク740を介して、当該ストアと係わる装置730に送信し、当該ストアと係わる装置730は、無線送受信機720または第3ネットワーク770を介して、ユーザ端末710に送信することもできる。2030

【 0 0 4 1 】

他の実施形態として、図7Bを参照すれば、ユーザ端末710が、無線送受信機720に近接した場合、無線送受信機720と連結された当該ストアと係わる装置730は、サービスサーバ750に、第2ネットワーク740を介して、ユーザ端末710の接続事実を通知する。その後、ユーザ端末710は、第3支払い手段情報を、無線送受信機720を介して、当該ストアと係わる装置730に送信し、当該ストアと係わる装置730は、第2ネットワーク740を介して、第3支払い手段情報をサービスサーバ750に送信する。その後、サービスサーバ750は、受信した第3支払い手段情報と、既保存の第4支払い手段情報を比較し、ユーザに推薦する第3支払い手段推薦情報を生成する。その後、サービスサーバ750は、第3支払い手段推薦情報を、ユーザ端末710に送信する。推薦第3支払い手段情報をユーザ端末710に送信する第1実施形態では、サービスサーバ750が、第1ネットワーク760を介して直接送信することができる。第2実施形態では、サービスサーバ750が、第2ネットワーク740を介して、第3支払い手段推薦4050

情報を当該ストアと係わる装置 730 に送信し、当該ストアと係わる装置 730 は、無線送受信機 720 を介して、第3支払い手段推薦情報をユーザ端末 710 に送信することができる。第3実施形態では、サービスサーバ 750 が、第2ネットワーク 740 を介して、第3支払い手段推薦情報を当該ストアと係わる装置 730 に送信し、当該ストアと係わる装置 730 は、第3ネットワーク 770 を介して、第3支払い手段推薦情報をユーザ端末 710 に直接送信することができる。図5を例として挙げれば、ユーザ端末 710 は、第3支払い手段情報 520 を、無線送受信機 720 を介して、当該ストアに係わる装置 730 に送信し、当該ストアに係わる装置 730 は、第3支払い手段情報 520 を、サービスサーバ 750 に送信する。サービスサーバ 750 が第3支払い手段推薦情報 530 を生成する方法、及びユーザ端末 710 に送信する方法は、図7A と同一である。

10

【0042】

ユーザに支払い手段推薦情報が提供された後、ユーザは、前記情報に基づいて、いずれか一つを選択することができる。その場合、ユーザ端末に保存された支払い手段情報のうち、選択に対応する支払い手段のカード番号を示すcard_serial 522(図5)の情報を、ユーザ端末が外部の決済サーバに伝送し、電子決済が処理される。もし支払い手段がポイントカードである場合、ユーザ端末がcard_serial情報を外部の提携サービスサーバに伝送し、ポイント増減を処理させる。処理する外部サーバは、処理結果をサービスサーバに伝送し、サービスサーバは、それを保存する。

【0043】

図8は、本発明の一実施形態による取引関連サービス提供システムに係わるブロックダイヤグラムを示す図面である。

20

【0044】

図8を参照すれば、取引関連サービス提供システムは、端末 810、無線送受信機 820、ストア装置 830 及びサーバ 840 を含む。無線送受信機 820 は、端末 810 と近接通信が可能であり、ストア装置 830 と連結されている。また、無線送受信機 820 は、サーバ 840 と通信も可能である。ストア装置 830 は、当該ストアと係わる装置を意味する。ストア装置 830 とサーバ 840 は、所定のネットワークを介して連結されている。ストア装置 830 と無線送受信機 820 は、一体型でもある。端末 810 とサーバ 840 は、所定のネットワークで連結されている。また、端末 810 は、通信部 812、保存部 814 及び制御部 816 を含んでおり、サーバ 840 も、通信部 842、保存部 834 及び制御部 836 を含む。

30

【0045】

端末 810 において、支払い手段を比較して推薦する第1実施形態について説明する。

【0046】

端末 810 の通信部 812 は、サーバ 840 から有線通信及び無線通信のうち少なくとも一つを含む第1ネットワーク(図示せず)を介して、当該ストアで適用(例えば、使用または決済)可能な少なくとも1つの第1支払い手段情報を受信する。サーバ 840 は、有線通信及び無線通信のうち少なくとも一つを含む第2ネットワーク(図示せず)を介して、ストア装置 830 と前もって連結されており、当該ストアで使用が可能な支払い手段情報を、サーバ 840 の保存部 844 に前もって保存している。第1ネットワーク支払い手段情報の例としては、交換価値を有する手段を代替することができるカード(例えば、クレジットカード、メンバーシップカード、マイレージカード、ポイントカード、クーポン、チケット、バウチャ、招待券など、以下、「カード」とする)に係わる情報を意味する。それは一例であるのみ、前記例に制限されるものではない。サーバ 840 は、第1支払い手段情報を、当該ストア装置 830 から入力されて保存しており、または第1支払い手段情報と係わる外部サーバ(図示せず)から受信して保存している。第1支払い手段情報、及び後述する第2支払い手段情報の例は、図3Aないし図3Cに図示されている。

40

【0047】

端末 810 は、サーバ 840 と連結された無線送受信機 820 に近接した場合、サーバ 830 から、第1支払い手段情報を受信することができる。例えば、無線送受信機 820

50

は、アクセスポイントでもある。本発明の実施形態として、ユーザ端末810と、無線送受信機820との通信である近接サービスを具現する方法としては、Wi-Fi、ブルートゥース、及び全ての種類のビーコンセンサを使用する方法があるが、それらに制限されるものではない。端末810が、無線送受信機820の許容範囲内にある場合、所定の確認プロセスを介して、無線送受信機820は、ユーザ端末の存在を認識することができる。例えば、無線送受信機820であるアクセスポイントが、受動スキャニングを行う受動型アクセスポイントである場合、アクセスポイントは、ビーコンを送信し、端末810がそれを受信する場合、アクセスポイントに認証要請を行い、アクセスポイントは、端末810に認証応答を行う。その後、端末810は、アクセスポイントに連結要請を行い、アクセスポイントは、端末810に連結応答を行うことにより、端末810とアクセスポイントとは連結される。10 アクセスポイントが能動スキャニングを行う能動型アクセスポイントである場合、端末810は、アクセスポイントにプローブ要請を行い、アクセスポイントは、プローブ応答を行い、その後、認証及び連結の手続きを経て、端末810とアクセスポイントとは連結される。また、アクセスポイントと、ユーザ端末810との連結過程は、アクセスポイントに連結されたストア装置830によって行われる。相互連結が行われた場合、無線送受信機820及び/またはストア装置830は、端末810の存在をサーバ840に送信する。サーバ840が、端末810の存在を認識する場合、第1ネットワーク(図示せず)を介して、端末810に直接第1支払い手段情報を送信する。他の実施形態として、サーバ840が、端末810の存在を認識する場合、第1ネットワーク(図示せず)を利用して、端末に直接第1支払い手段情報を送信するのではなく、ストア装置830に、第1支払い手段情報を送信し、ストア装置830は、無線送受信機820を介して第1支払い手段情報を送信することもできる。20

【0048】

さらに他の実施形態として、第1支払い手段情報をサーバ840から受信したストア装置830が、無線送受信機820を介さずに、直接有線通信及び無線通信のうち少なくとも一つを含む第3ネットワーク(図示せず)を介して、第1支払い手段情報を、端末810に送信することもできる。第3ネットワークは、第1ネットワークまたは第2ネットワークと同一であってもよく、異なっていてもよい。

【0049】

端末810の制御部816は、受信した第1支払い手段情報と、ユーザが活用可能な少なくとも1つの第2支払い手段情報と、を比較する。第2支払い手段情報は、ユーザが使用可能な支払い手段情報であり、端末810の保存部814に保存されている。第2支払い手段の例は、第1支払い手段と同一である。第2支払い手段情報が端末810の保存部814に保存される方法は、ユーザの直接入力によるか、支払い手段と係わる外部サーバ(図示せず)から受信して保存される。

【0050】

端末810の制御部816は、比較結果を基に、少なくとも1つの第2支払い手段を推薦する。端末810の制御部816は、受信した第1支払い手段情報にマッチングする(例えば、第1支払い手段情報と一致する)第2支払い手段情報を分類し、所定の基準によって、ユーザに第2支払い手段を推薦する。端末810の制御部816は、推薦した第2支払い手段を、端末810のディスプレイ(図示せず)を介して、ユーザに推薦支払い手段を表示することができる。所定の基準の例としては、割引き率が高いというような経済的基準、またはユーザ購買または支払いのパターンに基づいた基準などがあり、それは、推薦政策によって異なることがあり、制限されるものではない。また、端末810は、基準性が高い第2支払い手段に優先権を与えて推薦することもできる。

【0051】

サーバ840で、支払い手段を比較して推薦する第2実施形態について説明する。

【0052】

サーバ840の通信部842は、端末810から、ユーザが活用可能な少なくとも1つの第3支払い手段情報を受信する。第3支払い手段情報は、第1実施形態での第2支払い

20

30

40

50

手段情報と同一である。支払い手段情報の例としては、第1実施形態で説明した支払い手段情報と同一である。従って、重複説明を避けるために、それに係わる説明は省略する。第3支払い手段情報は、端末810に保存されており、端末810に保存される方法は、ユーザの直接入力によるか、あるいは支払い手段と係わる外部サーバ(図示せず)から受信して保存される。

【0053】

端末810がサーバ840と連結された無線送受信機820に近接した場合、サーバ840は、端末810から第3支払い手段情報を受信することができる。望ましくは、無線送受信機820は、ストア装置830に連結されたアクセスポイントでもある。端末810と、無線送受信機820との近接通信を具現する方法には、Wi-Fi、ブルートゥース、及び全ての種類のビーコンセンサを使用する方法があるが、それらに制限されるものではない。端末810が、無線送受信機820の許容範囲内にある場合、所定の確認プロセスを介して、無線送受信機820は、端末810の存在を認識することができる。例えば、アクセスポイントが、受動型アクセスポイントである場合、アクセスポイントは、ビーコンを送信し、端末810がそれを受信する場合、アクセスポイントに認証要請し、アクセスポイントは、端末810に認証応答を行う。その後、端末810は、アクセスポイントに連結要請を行い、アクセスポイントは、端末810に連結応答を行うことにより、端末810とアクセスポイントとは連結される。アクセスポイントが能動型アクセスポイントである場合、端末810は、アクセスポイントに、プローブ要請を行い、アクセスポイントは、プローブ応答を行い、その後、認証及び連結の手続きを経て、端末810とアクセスポイントとは連結される。また、アクセスポイントと端末810との連結過程は、アクセスポイントに連結されたストア装置830によって行われる。相互連結が行われた場合、端末810は、無線送受信機820及び/またはストア装置830を介して、第3支払い手段情報をサーバ840に送信する。また、他の実施形態として、相互連結が行われた場合、端末810は、有線通信及び無線通信のうち少なくとも一つを含む第1ネットワーク(図示せず)を介して、サーバ840に直接送信することもできる。

【0054】

サーバ840の制御部846は、受信した第3支払い手段情報と、当該ストアで適用可能な少なくとも1つの第4支払い手段情報と、を比較する。サーバ840は、ストア装置830と前もって連結されており、第1実施形態で、第1支払い手段情報と同一である第4支払い手段情報を前もって保存している。サーバ840は、第4支払い手段情報を、ストア装置830から前もって入力されて保存しており、または第4支払い手段情報と係わる外部サーバ(図示せず)から受信して保存していることもある。サーバ840は、有線通信及び無線通信のうち少なくとも一つを含む第2ネットワークを介して、ストア装置830と連結されている。第1ネットワークと第2ネットワークは、同一であってもよく、異なっていてもよい。

【0055】

サーバ840の制御部846は、比較結果を基に、少なくとも1つの第3支払い手段を決定する。サーバ840の制御部846は、受信した第4支払い手段情報にマッチングする(例えば、第4支払い手段情報と一致する)第4支払い手段情報を分類し、所定の基準によって、ユーザに推薦する第3支払い手段を決定する。所定の基準の例としては、割引き率が高いというような経済的基準、またはユーザ購買または支払いのパターンに基づいた基準などがあり、それは、推薦政策に異なり、制限されるものではない。

【0056】

サーバ840の制御部846は、決定された第3支払い手段推薦情報を端末810に送信する。端末810に送信する一実施形態は、サーバ840が直接決定された第3支払い手段推薦情報を、第1ネットワークを介して、端末810に送信するものである。他の実施形態は、サーバ840が、決定された第3支払い手段推薦情報を、第2ネットワークを介して、ストア装置830に送信し、ストア装置830は、無線送受信機820を介して、端末810に送信するものである。さらに他の実施形態は、サーバ840が、決定され

た第3支払い手段推薦情報を、第2ネットワークを介して、ストア装置830に送信し、ストア装置830は、無線送受信機820を介さずに、直接第3ネットワークを介して、端末810に送信するものである。ユーザに、支払い手段推薦情報が提供された後、ユーザは、前記情報に基づいて、いずれか一つを選択することができる。その場合、端末810に保存された支払い手段情報のうち、選択に対応する支払い手段のカード番号を示すcard_serial522(図5)の情報を、端末810が外部の決済サーバ(図示せず)に伝送し、電子決済が処理される。もし支払い手段がポイントカードである場合、card_serial情報を、端末810が外部の提携サービスサーバ(図示せず)に伝送し、ポイント増減を処理させる。処理する外部サーバは、処理結果をサーバ840に伝送し、サーバ840は、それを保存する。

10

【0057】

前述のような取引関連サービス提供方法は、またコンピュータで読み取り可能な記録媒体に、コンピュータで読み取り可能なコードとして具現することが可能である。コンピュータで読み取り可能な記録媒体は、コンピュータ・システムによって読み取り可能なデータが保存される全ての種類の記録媒体を含む。コンピュータで読み取り可能な記録媒体の例としては、ROM(read-only memory)、RAM(random-access memory)、CD(compact disc)-ROM、磁気テープ、フロッピーディスク(登録商標)、光データ保存装置などがある。また、コンピュータで読み取り可能な記録媒体は、ネットワークに連結されたコンピュータ・システムに分散され、分散方式で、コンピュータで読み取り可能なコードが保存されて実行される。そして、前記ディスク管理方法を具現するための機能的な(function)プログラム、コード及びコードセグメントは、本発明が属する技術分野のプログラマによって容易に推論されるであろう。

20

【0058】

以上、本発明に対してその望ましい実施形態を中心に説明した。本発明が属する技術分野で当業者であるならば、本発明が本発明の本質的な特性から外れない範囲で変形された形態に具現されるということを理解することができるであろう。

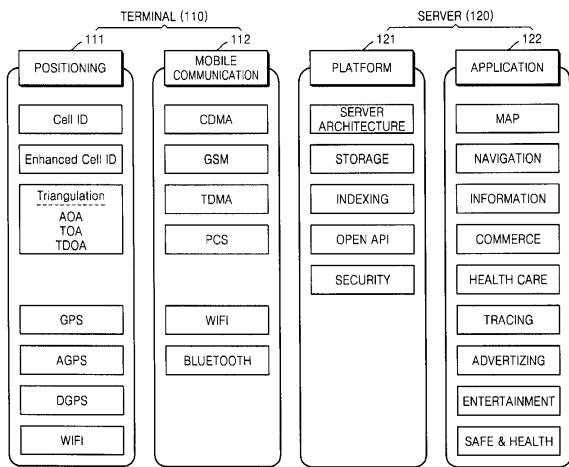
【符号の説明】

【0059】

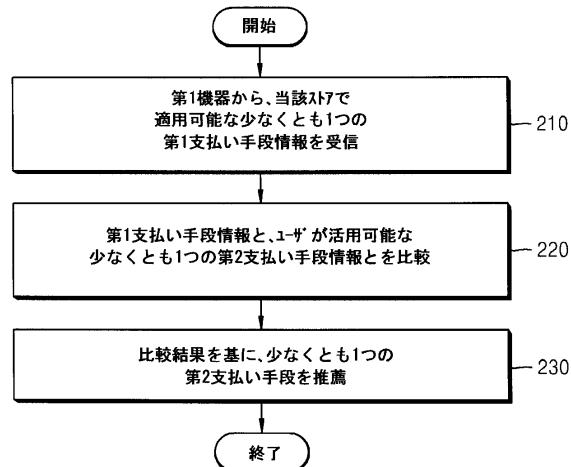
- 110 端末(terminal)
- 111 ポジショニング・モジュール(positioning)
- 112 モバイル通信モジュール(mobile communication)
- 120 サーバ(server)
- 121 プラットホーム(platform)
- 122 アプリケーション(application)

30

【図1】



【図2】



【図3 A】

301	310 フィールド	320 形態	330 説明
301	card_name	STRING	カードの名称
302	card_type	int	カードの種類
303	card_id	int	カードの固有ID
304	card_corp	STRING	当該カードのサービス企業コード
305	card_desc	STRING	カードの説明

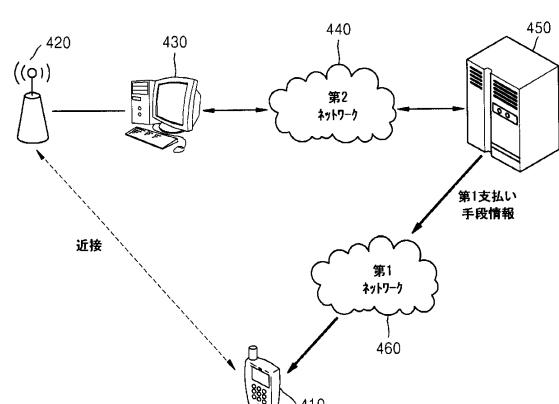
【図3 B】

306	310 フィールド	320 形態	330 説明
306	card_code	int	card_id

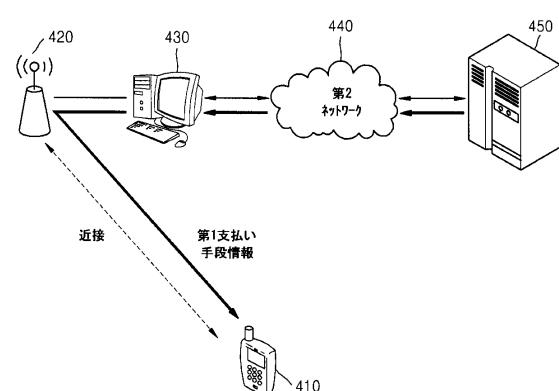
【図3 C】

309	310 フィールド	320 形態	330 説明
309	card_serial	STRING	発給されたカード番号

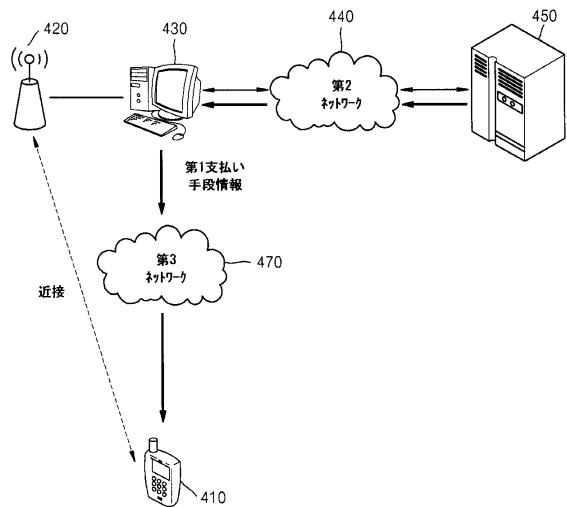
【図4 A】



【図4 B】



【図4C】



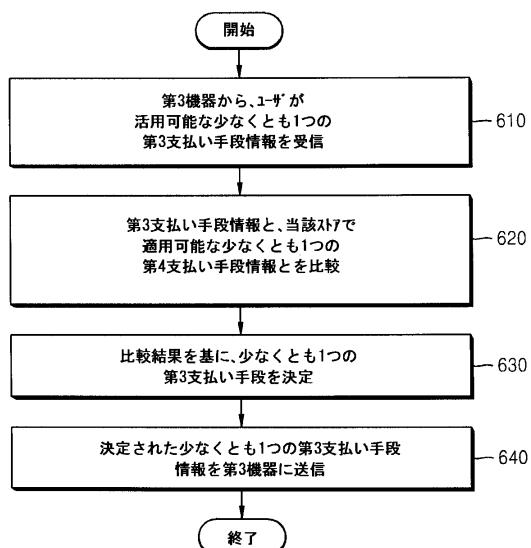
【図5】

card_code	card_benefit
0007	A card 15% 割り引き
0002	B card 15% 割り引き
0009	C card 15% 割り引き
0110	Coupon 7% 割り引き
0007	D card 20% 割り引き

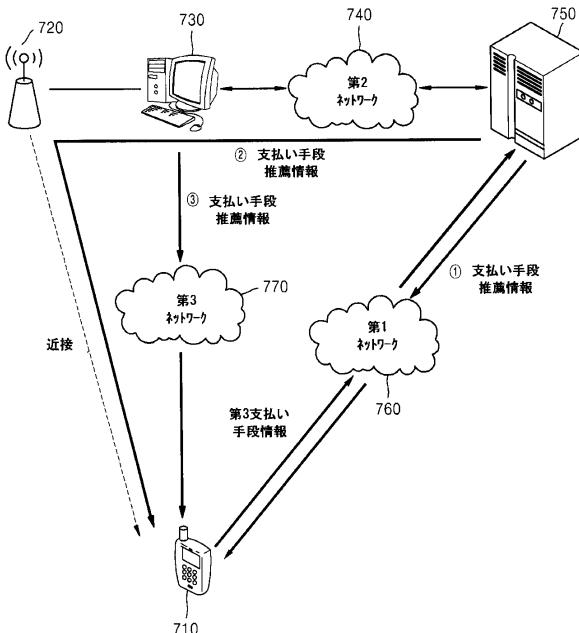
card_code	card_serial
0007	XXXX XXXX XXXX XXXX
0002	XXXX XXXX XXXX XXXX
0009	XXXX XXXX XXXX XXXX

推薦順位	RECOMMENDATION LIST
1	A card 15% 割り引き
2	B card 15% 割り引き
3	Coupon 7% 割り引き
4	B card 5% 割り引き

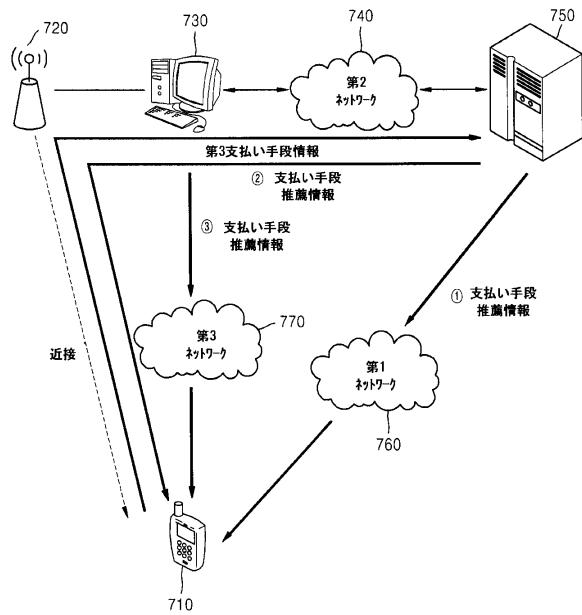
【図6】



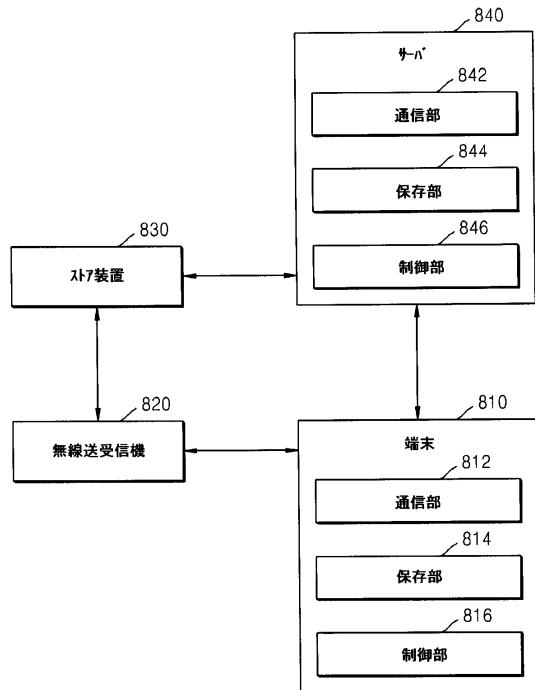
【図7A】



【図7B】



【図8】



フロントページの続き

- (72)発明者 ヒ・チュル・ジョン
大韓民国・ギヨンギ・ド・スウォン・シ・ヨントン・グ・メタン・ドン・198-8-(202)
- (72)発明者 ヨン・ゴク・パク
大韓民国・ギヨンギ・ド・ヨンイン・シ・ギフン・グ・サンハ・ドン・630・ガンナム・マウル
・ハラ・ヴィヴィアルディ・アパート・906-2502
- (72)発明者 テ・ヨン・カン
大韓民国・ソウル・ヨンサン・グ・ハンナム・ドン・557-88-(201)
- (72)発明者 ウォン・ウン・チエ
大韓民国・キヨンギ・ド・スウォン・シ・クォンソン・グ・クォンソン・ドン・1013-1・セ
ジョン・グランシア・アパート・(104)
- (72)発明者 ダ・ヒエ・パク
大韓民国・キヨンギ・ド・スウォン・シ・バルダル・グ・インイェ・ドン・1114-9・ヨンジ
ヨ・アルムドゥン・ナナル・オフィステル・(404)

合議体

審判長 金子 幸一

審判官 相崎 裕恒

審判官 石川 正二

- (56)参考文献 特開2007-272728 (JP, A)
特開2007-172465 (JP, A)
特開2008-059356 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q 10/00-50/34